

豊橋市教育大綱について

<法律上の位置づけ>

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 (総合教育会議において協議必須)	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」の <u>基本的な方針(※)</u> を参酌し、その地域の実情に応じ策定	国の「教育振興基本計画」全体(基本的な方針(※)及び講ずべき施策その他必要な事項)を参酌し、その地域の実情に応じ策定
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 策定必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 策定努力義務

※第3期教育振興基本計画の基本的な方針

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

策定の方針

■教育大綱

豊橋市の教育の基本的な姿勢をメッセージで示すもの。

■教育振興基本計画

豊橋市の教育施策を体系的に整理し総括したもの。

教育大綱の基本姿勢と3つのメッセージ

<教育大綱の基本姿勢>

豊橋の未来（あす）を見据えた人を育みます

豊橋の未来（あす）を見据えた人を育むための3つのメッセージ

自立

「自分にできることを伸ばし、足りないことに向き合い、自分がやるべきことを自分の意思に基づいて行動に移すことのできる人」を育みます

挑戦

「自分の可能性を信じ、自分の選んだステージで力いっぱい努力し、将来への思いや夢に向かい未来を切り拓くことのできる人」を育みます

共生

「互いに信頼し支え合いながら、誰一人取り残すことのないよう、互いの個性や多様な価値観を認め合う豊かな人間性を備えた人」を育みます